

農村滞在型余暇活動機能整備計画に関する事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項の規定により東神楽町が策定した農村滞在型余暇活動機能整備計画（平成30年7月2日公表。以下「東神楽町計画」という。）に基づき、農業者が市街化調整区域内でグリーン・ツーリズム関連施設を整備しようとする場合において、当該施設整備が東神楽町計画に適合する旨の証明を願い出た場合における事務手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(農業者)

第2条 東神楽町計画に基づき市街化調整区域においてグリーン・ツーリズム関連施設を整備することができる事業主体は、次に掲げる要件のいずれかを満たす農業者とする。

- (1) 町内で耕作又は養畜の事業を自ら行う者
- (2) 町内で耕作又は養畜の事業を自ら行う農地所有適格法人
- (3) 前2号のいずれかに当たる者で構成される団体（目的、名称、事務所、資産代表者及び総会に関する定めを有する団体をいう。以下同じ。）

(農業者の確認)

第3条 グリーン・ツーリズム関連施設を整備を行おうとする者（以下「設置予定者」という。）が前条で定める対象農業者であるか否かの確認をするため、設置予定者は、以下のいずれかの書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 東神楽町農業委員会が発行する書類（耕作証明書など）
- (2) 前号の書類の提出が不可能な場合にあつては、設置者が農業を営んでいることを、地元農業委員又は農業協同組合が確認した書類

(証明手続き)

第4条 設置予定者は、市街化調整区域内でグリーン・ツーリズム関連施設を整備しようとする場合は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) グリーン・ツーリズム関連施設等整備計画に関する証明願（別記第1号様式）
- (2) グリーン・ツーリズム関連施設等整備計画書（別記第2号様式）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式添付宣誓書）
- (4) 前条で定める書類

2 町長は、設置予定者から前項の書類の提出があつた場合には、東神楽町計画に適合するか否かを判断し、適合する場合にあつては、グリーン・ツーリズム関連施設等整備計画に関する証明書（別記第3号様式）により設置予定者に対して通知するものとする。

3 前項の判断をするに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は同法第43条第1項の規定による許可のほか、農地法（昭和27年法律第229号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等関係法令の手続きが必要なものについて、その許可等の見通しが確実なものとなるよう、農政担当課が都市計画・開発行為担当課と緊密な連絡調整を行うとともに、必要に応じて、東神楽町農業委員会等の関係団体から意見を聴くものとする。

（業務の開始）

第5条 前条第2項の証明書を通知された設置予定者は、グリーン・ツーリズム関連業務を開始した場合にあっては、10日以内にグリーン・ツーリズム関連施設等業務開始報告書（別記第4号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の業務開始報告書に基づき、グリーン・ツーリズム施設等整備台帳（別記第5号様式。以下「台帳」という。）に必要事項を記載し、当該施設に係る経過を把握するものとする。

（業務の変更）

第6条 業務を開始した設置予定者（以下「設置者」という。）は、整備計画を変更しようとする場合には、あらかじめ町長にその旨を連絡するものとする。

2 町長は、前項の連絡があった場合には、農政担当課、都市計画・開発行為担当課、東神楽町農業委員会及びその他の関係者でその内容について協議のうえ、必要な手続きを行うよう設置者を指導するものとする。

（業務の廃止）

第7条 設置者は、業務を廃止しようとする場合には、あらかじめグリーン・ツーリズム関連施設等業務廃止報告書（別記第6号様式）を町長あて提出するものとする。

2 町長は、前項の廃止報告書の提出があった場合、当該施設の取扱い等について、関係部局間で協議し、周囲の自然環境や景観等に影響を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずるとともに、台帳に廃止した旨記載するものとする。

（名義貸しの禁止）

第8条 設置者は、自己の名義をもって第三者に当該事業を行わせてはならない。

附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。